

意見募集の要領

報告案に対して意見がある方は、意見を提出することができます。意見を提出されたい方は、下記により意見を提出して下さい。

なお、「広帯域移動無線アクセスシステム委員会 報告（案）」は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡窓口において閲覧に供することとします。

記

1 意見等は住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)を明記の上、日本語にて御提出下さい。また、意見には、最初に意見の対象となるページ及び項目等を御記入願います。なお、個別の項目ではなく全体に対する意見の場合は「全体への意見」と御記入下さい。

2 提出期限は、平成22年12月12日（日）午後5時必着とします。

3 提出方法

意見の御提出は、次のいずれかの方法で送付願います。

なお、FAX、持参又は郵送の場合、御提出いただいた意見を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際は御協力願います。

【電子メールの場合】

送付先メールアドレス bwa_atmark_ml.soumu.go.jp

情報通信審議会 情報通信技術分科会 広帯域移動無線アクセスシステム委員会
事務局あて

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しておりますので、ご送信の際は、「@」に変更してください。）

【FAX の場合】

送付先 FAX 番号 03-5253-5946

情報通信審議会 情報通信技術分科会 広帯域移動無線アクセスシステム委員会
事務局あて

【持参又は郵送の場合】

送付先住所 〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 10 階

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課内
広帯域移動無線アクセスシステム委員会 事務局あて